

## 秀慈会 グループホーム 桃源の丘 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団 秀慈会が設置する秀慈会 グループホーム 桃源の丘(以下「事業所」という。)において実施する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者及び介護従業者(以下「従業者」という。)が、認知症の症状を伴う要介護状態及び要支援状態の利用者に対して、適切な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 認知症の症状によって自立した日常生活が困難となった利用者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等必要な援助を行うものとする。

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

#### (1) 管理者 1名(常勤・兼務職員)

管理者は、従業者の管理、事業の利用の申込みに係る調整等その他の管理を一元的に行うとともに、自らも介護サービスの提供に当たる。

#### (2) 計画作成担当者 1ユニット1名以上(非常勤・兼務職員)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう第9条の介護計画を作成するとともに、連携する医療機関等との連絡・調整を行う。

#### (3) 介護従業者 日中生活活動時間の利用者3名に対し1名以上(常勤・非常勤を含む)

### (利用者の生活時間)

第4条 利用者の生活サイクルに応じた1日の生活時間帯は、次のとおりとする。

日中の時間帯 7:00 ～ 21:00

夜間及び深夜の時間帯 21:00 ～ 7:00

### (利用定員)

第5条 事業所の利用定員は18名とする。

内訳 1ユニット 9名

2ユニット 9名

### (事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 介護計画の作成

(2) 日常生活の援助

日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。

(3) 健康のチェック

血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。

(4) 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。

(5) 食事介助

ア 朝食、昼食又は夕食の提供

イ 食事の準備、後片付け

ウ 食事摂取の介助

(6) 入浴介助

ア 入浴又は清拭

イ 衣服の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

ウ その他必要な入浴の介助

(7) 排せつ介助

利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

(8) 相談、援助等

利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。

(利用料等)

第7条 厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護並びに介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載の負担割合に応じた金額の支払いを受ける。(以下「厚生労働大臣が定める基準」と称する。)

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

3 居住費については、日額 2,500 円を徴収する。

4 食材料費に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食 300 円／回、昼食 600 円／回、夕食 600 円／回

5 管理費として、光熱水費（個室の照明、空調電気使用料及び設備保守管理料並びに水道使用料及び下水道使用料）を含め、日額 834 円を徴収する。

6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

理美容代 実費

オムツ代 実費

7 利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を徴収する。

8 利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費

用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

9 月の途中に入退居があった場合は、日割り計算とする。

10 事業の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、利用者の同意を得ることとする。

11 費用を変更する場合には、あらかじめ、運営推進会議に費用を変更する理由及び金額等を説明するとともに、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)をうける。

12 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市内とする。

(入退居に当たっての留意事項)

第9条 事業の対象者は要介護者又は要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除く。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

5 利用者は、事業所の従業員の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

6 利用者は、事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。

7 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
- (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、管理者は静岡市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
  - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
  - 4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第11条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。
  - 3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

- 第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 12 回
- 2 サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく静岡市に通知する。
- 6 事業所の所在静岡市外の介護保険被保険者又はその家族から事業所のサービスを利用したい旨の申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに事業所の所在静岡市の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。
- 7 利用者の現員等から利用申込みに応じられない場合、その他利用申込者に対し自ら適切な事業を提供することが困難と認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者への連絡、適当な他の認知症対応型共同生活介護事業者等を紹介その他必要な措置を速やかに講じる。
- 10 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間は保存する。
- 11 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 秀慈会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 8 月 15 日から施行する。

附則

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日に利用料を変更し同日より施行する。

付則

この規定は、令和 4 年 7 月 1 4 に運営規程を変更し同日より施行する。